

東松山市みどりの基本計画
令和7年度 みどりに関する施策の実施状況

評価：○…実 施
◎…具体的
施策以上の
取組を実施
□…完 了
▽…未実施

施 策 の 柱		基 本 施 策		記載 ページ	具 体 的 施 策		部署	実施主体	具体的施策の内容	令和7年度取組状況	事業費	評価
1	田園都市東松山らしい農地や水辺空間を保全し、活用する。	1	親水空間の整備	P48	1	都幾川を活用した自然体験やレクリエーションの場として整備し活用する。	商工観光課	商工観光課	都幾川に架かる鞍掛橋や稲荷橋周辺において実施中である川のまるごと再生事業の中で、駐車場、駐輪場、イベント広場、トイレを設置し、自然体験及びレクリエーションの場として整備し、親水空間としての活用を推進する。	・埼玉県による都幾川改良復旧事業完了後、駐車場、駐輪場及びトイレ等を整備し、令和7年7月14日から「くらかけ清流の郷バーベキュー場」の営業を再開。 ・営業期間の7月14日から11月9日までに11, 075名が利用。	観光活性化事業：24, 281, 246円	○
					2	自然体験の場としての利活用	環境政策課	主体：埼玉県環境科学国際センター 協力：環境政策課	都幾川に架かる鞍掛橋や稲荷橋周辺において、清らかな流れを活用した自然体験及びレクリエーションの場としての利活用を図る。	・令和7年7月25日及び7月28日に川の体験学習を埼玉県環境科学国際センター主催で実施し、自然体験の場として利活用。	—	○
		2	水辺環境の保全	P48	1	自然環境に配慮した多自然型の川づくりの推進	道路河川課	道路河川課	河川の水辺環境の保全を図るため、市野川や新江川などの河川の改修の際には、自然環境に配慮した多自然川づくりを推進する。	・準用河川新江川河道工事のなかで植生護岸を実施。	工事2件 合計409, 625, 700円 ※植生護岸は本工事のうちの一部で実施	○
					2	ふれあい市野川クリーンアップ作戦への協力	道路河川課	ふれあい市野川クリーンアップ作戦協議会	地域住民の河川環境への関心を高めるとともに、より良い川づくり・地域づくりを目指して、地域住民、団体、企業、行政の協働により実施されているイベントに協力する。	・令和7年11月8日にふれあい市野川クリーンアップ作戦を実施。ゴミ拾い及び収集したゴミの処分について協力。	—	○
		3	農地の保全	P48	1	良好な営農環境の保全	農業振興課	農業振興課、土地改良区、水利組合、多面的機能支払交付金実施団体	農用地区域をはじめとする優良農地について、良好な営農環境の保全を図る。	・良好な営農環境を保全するため、農地の保全管理を行う各団体に対し、以下の2つの補助金による支援を実施。 ①農業団体等（土地改良区・水利組合等）が行う農業用水利施設の修繕工事等に対する補助金。 ②農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動（農地法面の草刈り、水路の泥上げ等）に対する支援の補助金。	農業水利施設支援事業補助金：8, 679, 795円 多面的機能支援事業補助金：35, 794, 232円	○
					2	耕作放棄地の解消を推進	農業委員会・農業振興課	農業振興課、市農業公社、農業委員会、県農林公社	耕作放棄地所有者に対し、大規模農家や新規就農者など意欲のある農家へ農地の利用集積を見据え、農業公社との貸借を促し、解消を図る。	・農地パトロールにより、耕作放棄地の改善を土地所有者へ指導。 ・県農林公社及び市農業公社と協同し、農地中間管理事業の実施により解消を図った。 ・宮鼻地区において、「J A出資型農業法人に対する遊休農地再生・活用奨励事業」を実施し、遊休農地の解消を図った。 ・耕作条件改善事業により、正代地区の大区画化を行った。	—	○
					3	農業者団体への支援	農業委員会・農業振興課	農業振興課、埼玉県、国	農地の持つ多面的機能を維持・保全するため、多面的機能支払交付金による農業者団体への支援を実施	・農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動（農地法面の草刈り、水路の泥上げ等）に対する支援として補助金を交付。 ・新規団体の掘り起こし（制度説明）。	多面的機能支援事業補助金：35, 794, 232円	○
		4	農地の活用	P49	1	市民農園の運営支援	農業振興課	農業振興課	耕作放棄地対策として設置した市民農園の運営を支援し農地の積極的な活用を図る。	・市民農園（管理者：東平市民農園組合）の運営のなかで貸借契約の更新手続き、利用者の募集等への支援を行った。	—	○
					2	農林公園の利活用	農業振興課	農業振興課	農業体験・研修などの場として整備した農林公園の年間を通しての利活用を推進。	・農林公園の適正な維持管理。 ・いちご摘み取り体験や野菜収穫体験の実施による施設の利活用。	農林公園管理運営事業：84, 926, 667円	○
		5	農業の推進	P49	1	戦略作物等の栽培支援	農業振興課	農業振興課、市農業公社、埼玉中央農協	戦略作物として位置付けている白いうもろこしやキャベツ、特産の梨や栗（ぼろたんなど）の栽培を支援し、農家の収益力向上を図る。	・戦略作物（ハニーホワイト、キャベツ等）の市場出荷や契約栽培を継続実施。 ・ぼろたん等を使った加工品の開発・販売に対する支援の実施。	—	○
					2	新規就農者の育成・確保の推進	農業振興課	農業振興課、市農業公社、埼玉中央農協	農業塾や就農相談会の開催による新規就農者の育成や確保を推進。	・農業塾（野菜コース・梨コース）の実施。 ・農業大学校就農相談会へ参加、市就農相談ウィークの実施。	—	○
					3	地産地消の推進	農業振興課	農業振興課、市農業公社、埼玉中央農協	東松山農産物直売所「いなほてらす」での地産地消を推進。	・消費者に喜ばれる農産物直売所とするため、東松山市産農畜産物の品ぞろえの充実と品質の向上を推進。 ・安定した農畜産物の生産・出荷体制を確立するため、生産者直売組合の活動を支援。	—	○
		6	ホテルの自生地の保全	P49	1	ホテル自生地での地域住民による保全活動の支援	環境政策課	上唐子ホテルの里推進委員会・新屋敷ホテルの里推進委員会	上唐子や新屋敷など地域住民が主体となり行っているホテルの保全活動を支援する。	・上唐子ホテルの里（参加者延べ68名・5日間）及び新屋敷ホテルの里（参加者延べ47名・3日間）における、草刈作業と湿地等整備作業の実施等によるホテルの生息環境の維持。 ・年間を通してホテルの里の維持管理を担っている上唐子ホテルの里推進委員会及び新屋敷ホテルの里推進委員会と協力しホテルの保全活動を実施。	ホテルの里づくり事業：542, 095円	○
					2	ホテルの保全についての施策検討	環境政策課	ホテルの里づくり協力隊・環境政策課	市内のホテル生息地について保全が図れるような施策の検討をする。	・ホテル生息地の保全状況を把握するため、6月（ゲンジボタル）と7月（ヘイケボタル）の計2回、ホテルの里づくり協力隊と市職員で飛翔調査を実施。	ホテルの里づくり事業：542, 095円	○

東松山市みどりの基本計画

令和7年度　みどりに関する施策の実施状況

評価：○…実　施
◎…具体的
施策以上の
取組を実施
□…完　了
▽…未実施

施 策 の 柱		基 本 施 策		記載 ページ	具 体 的 施 策		部署	実施主体	具体的施策の内容	令和7年度取組状況	事業費	評価
2	起伏に富んだ地形が織り成す樹林地・樹木を保全し、活用する。	1	樹林地・樹木を守る仕組みづくり	P50	1	樹林地・樹木の保全施策の検討	環境政策課・農業振興課・都市計画課	環境政策課 東松山市環境基本計画市民推進委員会	希少動植物や生物多様性の保全を図るため、状況に応じた樹林地・樹木の保全施策を検討する。	・東松山市環境基本計画市民推進委員会と連携し、希少動物や生物多様性をテーマに市民環境会議を2回開催し、市民に対して情報提供及び啓発を実施。 ・「市民プロジェクト」に登録の市民団体による緑の保全活動を補助金により支援。	緑の保全に関する環境まちづくり活動支援事業費：422,000円	○
								農業振興課		・埼玉県地域森林整備計画に基づいた森林の土地の所有者届出、伐採届等の受付。	—	○
								都市計画課		・東松山市都市公園内樹林地等管理指針に基づき、維持管理を継続実施。	指定管理料 都市公園　：270,000,000円 東松山ぼたん園：69,000,000円	○
		2	市民の森の活用	P50	1	市民緑地制度や市民管理協定制度の活用の啓発	都市計画課	都市計画課	都市緑地法に基づく市民緑地制度や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく市民管理協定制度の活用の啓発を推進する。	・ホームページにて市民緑地制度活用の継続的な情報発信を行った。	—	○
										・市民の森保全管理協定を締結した団体を対象に、みどりに関するイベントを支援する。 ※ボッシュ株式会社：埼玉県森林（もり）づくり協定、市民の森保全クラブ：市民の森の一部の維持管理に関する協定書	—	○
										・間伐材の有効活用：一部の伐採木や剪定木について、薪材化による販売や雑枝の無料配布、指定管理者開催によるワークショップで活用した。 ・落ち葉の有効活用：関係団体と協働で腐葉土を作り市民へ配付。 ※腐葉土ボックスを松風緑地（5基）、桜山緑地（4基）、市野川近隣公園（1基）にそれぞれ設置。	—	○
3	公園・広場を親しみのある場として管理し、活用する。	4	史跡と一体の保全	P51	1	緑地としての保全	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター	市内にある史跡・天然記念物において、緑地としての保全を図る。	・職員及び文化財専門調査員による文化財パトロール。 ・天然記念物の維持管理。 ・指定史跡保全のための下草刈り、高木伐採。	史跡保守作業業務　：1,402,300円 大谷瓦窯跡管理業務：1,320,000円	○
		5	樹林地を管理する人材の育成	P51	1	人材育成の検討	環境政策課	環境政策課 市民団体	森林環境基金などを活用して里山・雑木林などの樹林地を管理する人材育成を検討する。	・東松山市環境基本計画の各環境目標に係る市民活動を「市民プロジェクト」として毎年度募集し、令和7年度は緑の保全に関連する8事業の活動を補助金により支援。	緑の保全に関する環境まちづくり活動支援事業費：422,000円	○
		1	都市公園の安全性向上	P52	1	適切な維持管理・運営	都市計画課	指定管理者	都市公園において、指定管理者による適切な維持管理・運営を継続して実施する。	・指定管理者による適正な維持管理、運営を実施。 都市公園（126公園）：東松山文化まちづくり公社 東松山ぼたん園：日本庭園由志園株式会社	指定管理料 都市公園　：270,000,000円 東松山ぼたん園：69,000,000円	○
					2	計画的な修繕や更新	都市計画課	都市計画課	公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕や更新を実施する。	・公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の更新工事を実施。 （東平松原街区公園：すべり台、ブランコ、山崎町児童公園：バスケットゴール、東松山ぼたん園：フェンス）	公園施設改修工事：17,173,200円	○
					3	新設や改修の際の安全性の向上	都市計画課	都市計画課	公園の新設や改修の際に、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインや子育てバリアフリーの導入に努めるとともに、災害発生時に機能する施設として、太陽光式照明灯などを設置し、安全性の向上を図る。	・令和7年度は公園の新設、改修なし ※都市計画法に基づく新設公園設置協議や公園施設改修の際は、ユニバーサルデザインに配慮し検討。	—	▽
		2	地域の実情に応じた都市公園整備	P52	1	公園再整備の計画的な推進	都市計画課	都市計画課	立地適正化計画における居住誘導区域内にある既存の公園について、市街地の活性化に資する公園として、利用者ニーズの変化に対応した再整備を計画的に推進する。	・取組なし。	—	▽
					2	公園不足地域における公園整備や緑地に関する制度の活用検討	都市計画課	都市計画課	立地適正化計画における居住誘導区域内において、身近な公園が不足している地域については、市民や事業者等と連携した借地による公園整備や、生産緑地地区、市民緑地制度の活用を検討する。	・市民緑地制度を活用した市の川・車堀公園を適切に管理。	—	○

東松山市みどりの基本計画
令和7年度 みどりに関する施策の実施状況

評価：○…実 施
◎…具体的
施策以上の
取組を実施
□…完 了
▽…未実施

施 策 の 柱		基 本 施 策		記載 ページ	具 体 的 施 策		部署	実施主体	具体的施策の内容	令和7年度取組状況	事業費	評価
3	公園・広場を親しみのある場として管理し、活用する。	2	地域の実情に応じた都市公園整備	P52	3	開発に伴う新設公園の設置基準に基づく適切な指導	都市計画課	都市計画課	開発に伴い設置、提供される公園について、地域住民が利用しやすいものとなるよう、条例に基づく適正な指導を実施する。	・東松山市都市公園条例及び新設公園建設基準に基づき、業者へ適正な指導を実施。	—	○
		3	都市公園の魅力向上	P53	1	民間活力を導入した公園の利活用	都市計画課	都市計画課	大規模公園や賑わいの創出に資する公園について、民間活力を導入した公園の利活用を積極的に推進する。	・指定管理者により民間のノウハウを取り入れたイベントを実施。	—	○
					2	自治会との協働	都市計画課	都市計画課	身近な公園について、地域住民に親しまれ、コミュニティの活性化に寄与するよう、自治会との協働による維持管理の推進や、利用ルールの取り決めなどを実施する。	・地元自治会と維持管理協定を締結している24箇所の都市公園について、協定に基づき、維持管理を継続実施。	謝礼：742,000円	○
					3	公園機能の見直しと再編	都市計画課	都市計画課	公園が持っている多様なストック効果の向上を目的とした公園機能の見直しと再編を推進する。	・公園施設長寿命化計画に基づき適切に公園施設を更新し、中でも遊具については、地元要望に応じたものとした。	公園施設改修工事：17,173,200円	○
		4	子供広場の充実	P53	1	設置基準による整備	都市計画課	都市計画課	地域の身近なコミュニティの場として、「子供広場の設置に関する基準」による整備を実施する。	・取組なし。	—	▽
					2	地元自治会による子供広場の維持管理協定の推進	都市計画課	都市計画課	市と自治会間の維持管理協定により、地域住民の維持管理による地域住民がより一層親しみのもてる子供広場を推進する。	・地元自治会と維持管理協定を締結している25箇所の子供広場について、協定に基づき、維持管理を継続実施。	謝礼：483,000円	○
4	みどりと調和したまちづくりを推進する。	1	ウォーキングコース沿いの景観づくり	P54	1	ウォーキングコースの歩行空間の確保と沿道のみどりの景観づくりの推進	ウォーキング推進室・道路河川課・都市計画課	ウォーキング推進室	市内のウォーキングコースについて、歩行空間の確保に努めることで、沿道のみどりの景観づくりを推進する。	・市内のウォーキングコース「ふるさと自然のみち」をウォーキングセンター事業で毎月歩き、コース上のチェックを実施。	—	○
								道路河川課		・まなびのみち維持管理業務を発注して適切な管理を実施。 ・枯れ木等の危険な街路樹は伐採を実施。	まなびのみち維持管理業務：7,700,000円	○
								都市計画課		・日本スリーデーマーチやふるさと自然のみち等、ウォーキングコース上の公園について、指定管理者による適正な維持管理を実施。	指定管理料 都市公園：270,000,000円	○
					2	ウォーキングコース沿いの拠点となる箇所の憩い空間創出	都市計画課	指定管理者	ウォーキングコース沿いの拠点となる箇所においては、花の植栽による緑化など憩い空間を創出する。	・ウォーキングコース沿いに設置される松本町一丁目緑地について、指定管理者による季節ごとの花を楽しめる植栽管理を実施。	—	○
		2	花いっぱい運動のさらなる推進	P54	1	自治会を中心とした「花いっぱい運動」の推進	地域支援課	地域支援課	自治会から選出された花いっぱい推進員が主体となり、自治会員と共に自治会の花壇を四季折々の花で飾るなどの「花いっぱい運動」を推進する。	・花苗等（春夏苗と秋冬苗）を各自治会に配布。 ・各市民活動センターで種まき講習会を開催。	【花いっぱい推進室】 春秋苗自治会配布：4,893,878円 【地域支援課】 種まき講習会：事業費なし	○
					2	地域が主体となった花の名所づくりの推進	地域支援課	地域支援課	地域が主体となり、地域ごとに特色を出した花の名所づくりを推進する。	【平野地区】滑川左岸のヒガンバナ周辺の除草を実施。 【野本地区】サクラの苗木周辺の除草を実施。 【大岡地区】風車の見える丘へゴテチャ及びざる菊の植栽を実施。	【平野地区】 18,707円（ハートピア） 【野本地区】 14,000円（ハートピア） 【大岡地区】116,397円（ハートピア）	○
					3	市民協働による「花いっぱい運動」の推進	地域支援課	地域支援課	公共花壇を中心に、花の好きなボランティア（フラワーサポーター）による「花いっぱい運動」を推進する。	・フラワーサポーターとの協働により、公共花壇の花植えを27回実施。	【花いっぱい推進室】 881,738円	◎
		3	街路樹などの植樹	P55	1	街路樹の適正な管理	道路河川課	道路河川課	繁茂した街路樹について、交通安全上支障のないように適正な維持管理を実施する。	・街路樹管理業務を発注して適切な管理を実施。 ・枯れ木等の危険な街路樹の伐採を実施。	街路樹等管理業務：74,721,900円	○

東松山市みどりの基本計画
令和7年度 みどりに関する施策の実施状況

評価：○…実 施
◎…具体的
施策以上の
取組を実施
□…完 了
▽…未実施

施 策 の 柱		基 本 施 策		記載 ページ	具 体 的 施 策		部署	実施主体	具体的施策の内容	令和7年度取組状況	事業費	評価
4	みどりと調和したまちづくりを推進する。	3	街路樹などの植樹	P55	2	都市計画道路に街路樹の植樹	市街地整備課	埼玉県 市街地整備課	東松山駅前などの都市計画道路に街路樹を植樹する。	・都市計画道路の整備はあったが、取組なし。	—	▽
					3	市民協働による市有地の活用	管財課	管財課	区画整理事業や道路拡幅事業などにより発生した残地（市有地）について市民協働による植栽等を実施し、まちなかに潤いあるみどりを創出する。	・普通財産について、地元自治会等の花いっぱい運動の用地として土地を貸付。 ・普通財産を適正に管理するため除草等委託業務を発注。	桜山台地内緑地管理業務：495,000円 市ノ川地内緑地管理業務：495,000円 本町一丁目地内市有地除草業務：550,000円 市有地等除草等業務：1,471,510円	○
		4	民有地の緑化の推進	P55	1	地区計画で定められた植栽設置基準による植栽を推進	都市計画課	都市計画課	都市計画制度で定める地区計画区域において、地区計画で定められている植栽設置基準による植栽を推進することで、みどり豊かな良好な街並み景観の形成を図る。	・現在、13地区内（高坂丘陵地区、元宿一丁目二丁目地区、御茶山町地区、沢口町・殿山町地区、美原町地区、砂田町地区、箭弓町三丁目地区、高坂駅東口第一地区、和泉町地区、あずま町地区、坂東山地区、仲田町地区、きじやま地区）で建築の際は、地区計画に基づき植栽を推進。	—	○
					2	市民による緑化の取り組み支援	都市計画課	都市計画課	市民による緑化の取り組みを支援するため、イベントを活用した苗木の配布を実施する。	・東松山ぼたん園にて指定管理者による「ぼたん育て方教室」を開催し、鉢植えボタンを配布した。（参加人数：79名）	—	○
					3	屋上・壁面緑化・園庭芝生化などに対する助成の検討	都市計画課	都市計画課	市街化区域内にある建築物の屋上・壁面緑化や民間の保育園・幼稚園の園庭の芝生化などに対する助成を検討する。	・埼玉県で実施している民間緑地補助事業（「身近なみどり民間施設緑化事業」）のパンフを窓口に設置し周知。	—	○
		5	生産緑地の活用	P55	1	生産緑地における市民農園としての活用及び追加指定の検討	都市計画課・農業委員会	都市計画課・農業委員会	生産緑地地権者から買取申出があった場合、市民農園として活用可能か検討するとともに、生産緑地地区の追加指定について検討する。	・買取申出2件あったが、いずれも農地としての活用希望はなかった。	—	▽
					2	市街化区域のみどりの保全	都市計画課・農業委員会	都市計画課・農業委員会	生産緑地地区の指定から30年を迎える地区について、特定生産緑地制度の周知を図り、市外化区域内の貴重なみどりの保全を図る。	・R7年度は該当する地区なし ※特定生産緑地指定地区数 平成4年指定分：17地区（計2.37ha） 平成6年指定分：3地区（計0.34ha）	—	▽
		6	公共施設の緑化の推進	P55	1	公共施設の樹木の適正な維持管理	地域支援課・管財課・教育総務課・保育課	各活動センター	公共施設にある樹木等の適正な維持管理を行う。	・業務委託と自主管理により、適正な維持管理を実施。	樹木等管理委託料（7センター合計）：8,610,960円	○
								管財課		・造園事業者による樹木植栽の管理を委託。 ・地域支援課（花いっぱい推進室）と調整しながら市役所敷地内に創出した花壇への植栽。 ・越辺川廃川敷の篠藪刈り。 ・市有地内支障木調査等。	市庁舎敷地植木管理等業務：2,145,000円	○
								教育総務課		・落下のおそれがある枯枝や整姿が必要な伸長枝の剪定等を学校施設包括管理業務において実施し、学校における樹木の適正な維持管理を推進。	東松山市学校施設包括管理業務（R7分契約額：108,042,020円）の一事業として実施。	○
								保育課		・保育園における樹木の剪定業務を実施。	植木剪定業務：70,739円	○
					2	緑のカーテンや花の植栽などの緑化の推進	環境政策課・地域支援課	環境政策課	夏季のつる性植物を用いた緑のカーテンや花の植栽などの緑化を推進し、緑地空間の創出を図る。	・市役所本庁舎と分室で緑のカーテンを実施。 ・市民向けの緑のカーテン講習会や、市民及び市内企業を対象とした緑のカーテンコンテストを実施。	緑のカーテンに関する事業費：89,528円	○
								各活動センター		・ゴーヤの栽培：1箇所のみ市民活動センターで実施。 ・花の植栽：7箇所のみ市民活動センター全てで実施。 ・市の花「ぼたん」の植栽：各市民活動センターで実施。	ハートピアまちづくり協議会支出：713,549円（7箇所のセンター合計）	○
		7	市民団体などへの支援の推進	P56	1	みどりの保全・再生活動をする市民団体などへの支援	環境政策課	市民団体	里山保全をはじめとするみどりの保全・再生活動をする市民団体などへの支援を推進する。	・東松山市環境基本計画の各環境目標に係る市民活動を「市民プロジェクト」として毎年度募集し、令和7年度は緑の保全に関連する事業としては市民の森の保全や環境学習など8事業が登録。 ・登録された事業に対して、公共施設利用料の減免、広報支援、活動の参考となる他の補助金情報等の提供といった活動のサポートを実施。	緑の保全に関する環境まちづくり活動支援事業費：422,000円	○

東松山市みどりの基本計画

令和7年度　みどりに関する施策の実施状況

評価：○…実　施
◎…具体的
施策以上の
取組を実施
□…完　了
▽…未実施

施　策　の　柱		基　本　施　策		記載 ページ	具　体　的　施　策		部署	実施主体	具体的施策の内容	令和7年度取組状況	事業費	評価
4	みどりと調和したまちづくりを推進する。	8	みどりを活用した環境学習の推進	P56	1	学校ファームの推進の協力	学校教育課・教育総務課	各小・中学校	子供たちが土や生き物に触れ合う機会として、小中学校などが主体的に行う学校ファームの推進に協力する。	・地元農家の畑を借りて野菜の栽培方法を学ぶ機会を作るとともに、学校内の農園（花壇）を設け、野菜や花を栽培。	勤労体験学習に伴う土地無償貸与者に対する謝礼：3,456円	○
					2	梨の栽培	学校教育課	松山第二小学校	東松山市を代表する梨の産地にある小学校という特色を生かし梨園経営者と連携しなしの栽培を行う。	・令和7年5月に摘果、6月に袋掛け、9月に収穫体験を実施。 ※集会所学習でも収穫体験を実施。 ・令和8年3月に来年度の事前学習を実施。	—	○
					3	市野川の生き物調査や水質調査の実施	学校教育課	新宿小学校	市民ボランティアの協力を得て、市野川の生き物調査や水質調査を行う。	・コロナ渦において活動を休止。現時点では再開の予定なし。	—	▽
		9	緑豊かな環境まちづくり基金の活用	P56	1	「東松山市緑豊かな環境まちづくり基金」の有効活用	財政課	財政課	丘陵のみどりに代表される環境豊かなまちづくりを推進していくため、「東松山市緑豊かな環境まちづくり基金」を有効活用する。	・地球温暖化対策事業（既存住宅太陽光発電設備導入奨励金）に基金を充当。	緑豊かな環境まちづくり基金繰入金：0円（その他の財源が事業費を上回ったため）	○
		10	みどりの情報の市民への周知	P56	1	みどりに対する市民への啓発活動	環境政策課・都市計画課	環境政策課	みどりに対する市民の意識啓発を図り、市民協働によるみどりの保全、創出、及び活用を推進するため、ホームページなどを活用して、みどりの情報を市民へ周知する。	・市HP、広報紙、チラシ、X、Facebook、いんふおメール、デジタルサイネージを利用して情報を発信。	—	○
								都市計画課		・東松山ぼたん園のボタンの開花状況や市内の都市公園におけるイベントの実施等について、市のHPやSNSによる市民への周知を実施。	—	○

R 8 みどりのまちづくり意見交換会 表の形式について意見・回答一覧

No.	ご意見等	回答
1	成果指標（KPI）を追加し、「何をしたか」だけでなく「どう変わったか」がわかる資料にすること。	具体的施策における成果指標（KPI）の設定については、計画策定の平成26年から既に目標が達成されている施策があることや定量化した指標の設定が難しい施策があることから、現計画においての追加は困難と考えております。今後、計画を策定する際に検討させていただきます。
2	「課題・今後の対応」の欄を設け、未実施や継続課題の理由を明記すること。	来年度の意見交換会に向けて欄の追加を検討させていただきます。
3	事業費が統一されていない。予算額・決算額や施策に直接要した費用と関連事業全体の費用を区別して記載し、費用対効果を検討できるようにすること。	全体事業費のうち施策の取組のみに要した費用の算出が困難な施策があるなか、来年度の意見交換会に向けて事業費の全部か一部かを分かるよう明記いたします。また、費用対効果につきましては、今後、計画を策定する際に検討させていただきます。
4	予算を伴う行政事業を中心に掲載しているため、民有地での保全活動や行政指導によって実現した成果が見えにくい。	成果指標（K P I）の追加に関するご要望と同様、今後、計画を策定する際に検討させていただきます。
5	事業評価では◎は1事業で○が非常に多く、成果が高かった事業も最低限実施した事業も同じ評価になっており、達成率やKPI達成状況を踏まえ評価が望まれる。	
6	みどりの基本計画の成果指標（緑被率、都市公園箇所及び面積、市民・企業などが保全管理しているみどりの箇所数・面積）との関係を一覧化し、各施策が計画全体の目標達成にどのように寄与したかを示すことが必要。	計画の目標年次（令和10年）を終えて、目標に対する達成状況を整理する際に参考とさせていただきます。

R 8 みどりのまちづくり意見交換会 施策に関する質問・回答一覧

No.	具体的施策	担当課	質問事項	回答
1	1-1-1 都幾川を活用した自然体験やレクリエーションの場として整備し活用する	商工観光課	24,281,246円全額がこの施策に関する費用なのでしょうか。	県の河川改修工事に合わせて実施した「くらかけ清流の郷バーベキュー場」の再整備工事費用と営業再開後の運営及び管理に要した費用です。
2	1-2-1 自然環境に配慮した多自然型の川づくりの推進	道路河川課	本工事のうちの一部で実施とありますが、植生護岸に要した概算額はいくらですか。	概算額は4,700,000円です。
3	1-3-1 良好な営農環境の保全	農業振興課 農業委員会	保全面積や耕作放棄地減少面積はどのくらいですか。	・多面的機能支払交付金による保全面積 R5：397.66ha R6：473.26ha R7：453.5ha ・遊休農地面積 R4：121.18ha R5：101.81ha R6：192.28ha
4	1-6-2 ホタルの保全についての施策検討	環境政策課	飛翔調査で確認した個体数は前年と比較してどうだったのか教えてください。	ホタルの飛翔調査は年2回（6月、7月）実施しています。R6年とR7年の実施日において生息確認した個体数は、R6年6月が405匹、7月が299匹（計704匹）、R7年6月が183匹、7月が442匹（計625匹）でした。また、ホタルの生息確認箇所数はR6年度が13箇所、R7年度が14箇所でした。
5	2-1-1 樹林地・樹木の保全施策の検討	都市計画課	270,000,000円全額がこの施策に関する費用なのでしょうか。	都市公園（126箇所）の管理運営全般に掛かる1年間の指定管理料として、樹林地や樹木の保全の他、公園の除草や清掃、施設管理等を実施しており、施策の実施についてはこの費用の一部が含まれております。

R 8 みどりのまちづくり意見交換会 施策に関する質問・回答一覧

No.	具体的施策	担当課	質問事項	回答
6	3-2-1 公園再整備の計画的な推進	都市計画課	取組がなかった理由が不明ですが、今年度の対応予定はありますか。	財政面を踏まえ全面的な再整備は難しい状況ですが、部分的な取組みとして、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の更新のなかで、自治会を通じて地域のニーズを踏まえた施設更新を行っているところです。 今年度は公園施設長寿命化計画の見直しを行うため、取組みの予定はありませんが、来年度以降、計画に沿って進めてまいります。
7	3-3 [基本施策] 都市公園の魅力向上	都市計画課	公園の存在については憩いの場として不可欠だと思うが、利用者の求めるものは多種多様であり全てを満足させるには難しさが伴うと考えます。また、公園によって、規制があり過ぎて残念だなと感じることも多いのですが子どもたちが遊べる環境をさらに豊かに充実させるために公園ごとに特化し、特徴を持たせるようなテーマを持つ公園があっても良いかと思います。 例) ・日陰たっぷり公園 ・大きなあずまやがある公園 ・体力測定ができる公園 ・プレイパークのように遊べる公園 ・ハイキングができる公園 ・公園ごとにこれで遊べるという目玉遊具の設置 ・スケートボードができる公園 ・屋内公園 ・ウォーキングトレイルを取り入れ、距離、数など参考になる数字を設置し、遊びながら運動できる ・居場所となる公園	市のホームページでは「ひがしまつやま公園ガイド」により10種類の目的に応じた公園の紹介を行っております。 今後も例に挙げていただいたような魅力あるテーマを持った公園の掘り起しや、充実を図ってまいります。 <ガイドに掲載している10種類> 1. 遊具がある 2. 健康遊具がある 3. 散歩がしたい 4. スポーツがしたい 5. 駐車場がある 6. トイレがある 7. 身障者用トイレがある 8. 花・紅葉が見たい 9. 休憩がしたい 10. 自動販売機がある

R 8 みどりのまちづくり意見交換会 施策に関する質問・回答一覧

No.	具体的施策	担当課	質問事項	回答
8	3-1 [基本施策] 都市公園の安全性向上	都市計画課	都市公園に期待すること 太陽光式照明灯の他に、災害発生時に欲しい機能として、一時的な避難場所として短期間の滞在する場所になる事も想定し、普段は遊びに使えるものでも非常時には炊き出しやテント設営に役立つなど、多目的な活用ができると良いです。	都市公園の防災機能として考えられる施設としましては、太陽光式照明灯の他に災害対応トイレやかまどベンチ等が挙げられます。 市の地域防災計画のなかで公園は一時集合場所として位置付けしており、現在、防災施設として9箇所の公園に太陽光式充電機能付照明灯を設置し、4箇所の公園にかまどベンチを設置しております。 公園は防災機能としての多目的な活用も期待されることから、公園施設長寿命化計画に沿って、公園施設を更新する際は、防災機能を有するものも検討してまいります。
			公園に死角が多過ぎないように工夫が欲しいです。	公園施設の設置位置や、適切な植栽管理等で死角ができないよう考慮してまいります。
9	3-4-1 子供広場の設置基準による整備	都市計画課	「子ども広場の設置に関する基準」が知りたいです。	「こども広場の設置等に関する要領」を添付します。
10	4-2-3 市民協働による「花いっぱい運動」の推進	地域支援課	参加人数、参加団体数、花壇の面積を教えてください。	市が把握している参加状況は、フラワーサポーター延べ346人、自治会81団体、小・中学校16校、市施設25施設、商店会等14団体です。 ※花いっぱい運動は自主的な市民活動であるため、市全体としての参加人数及び花壇面積は把握しておりません。
11	4-3-1 街路樹の適正な管理	道路河川課	剪定本数と危険木除去本数は何本ですか。	剪定本数が3,871本、危険木除去本数が45本です。

東松山市こども広場の設置等に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、地域の子どもの遊び場及び地域の多目的な活動の場となるこども広場を設置することにより、子どもの健全な育成及び地域コミュニティの醸成を図ることを目的とする。

（設置条件）

第2条 こども広場の設置条件は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地所有者の承諾が得られ、市が無償で借地できること。
- (2) こども広場の面積はおおむね500平方メートル以上であること。
- (3) 既設の公園等からおおむね250メートル以上離れていること。
- (4) こども広場の範囲の確定その他工事に支障になる事項がないこと。
- (5) 地形的に見通しがよいこと。
- (6) 土地がおおむね平坦であること。
- (7) 1筆全部の借上げを基本とすること。
- (8) 5年以上使用できること
- (9) 農業振興地域内の農用地でないこと。

（事前協議）

第3条 こども広場を設置しようとする自治会は、東松山市こども広場事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 土地の現況写真

2 市長は、前項の協議書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、その結果を東松山市こども広場事前協議回答書（様式第2号）により通知するものとする。

（設置申請）

第4条 自治会は、前条の規定による事前協議回答書において当該土地が第2条各号に規定する設置条件に適合すると市長が認めたときは、東松山市こども広場設置申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 土地所有者承諾書（様式第4号）

(2) 登記事項証明書

(設置決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合であって、こども広場として適当と認めたときは、東松山市こども広場設置決定通知書（様式第5号）により、申請した自治会に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 市長は、前条の規定による設置決定後、土地所有者との間で土地使用貸借契約を締結するものとする。

(契約の期間)

第7条 こども広場の土地使用貸借契約期間は、原則として5年以上とする。

(施設の設置)

第8条 市長は、土地所有者及び自治会と協議し、必要に応じて遊具等の施設を設置することができる。

(維持管理協定の締結)

第9条 こども広場の維持管理については、原則として自治会と市で協定を締結し、自治会がこれを行う。

(こども広場の廃止)

第10条 土地所有者は、自己の都合その他やむを得ない事情により、こども広場を廃止するときは、東松山市こども広場廃止届（様式第6号）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前条の規定による廃止届を受けたときは、東松山市こども広場廃止決定通知書（様式第7号）により、第4条の規定により申請した自治会に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年8月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日より前に設置されたこども広場は、この要領の規定により設置されたこども広場とみなす。